

(様式①)

事業計画書目次

[財政局]

17款1項18目 自動車事業会計繰出金

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和5年度		令和4年度		増△減(5-4)		新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
43	児童手当補助金	67,836	67,836	73,248	73,248	△ 5,412	△ 5,412	
44	地共済追加費用負担補助金	174,658	174,658	185,949	185,949	△ 11,291	△ 11,291	
45	基礎年金公の負担補助金	446,212	446,212	404,775	404,775	41,437	41,437	
	計	688,706	688,706	663,972	663,972	24,734	24,734	

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	財政局	総務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	17-1-18 1
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他		18	目	枝番号	前年度事業名称
歳出予算科目	一般会計	17	款	1	項	児童手当補助金
事業名称	児童手当補助金		政策番号		政策指標	施策番号
						施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	67,836					67,836
補助事業						0
単独事業						0
令和4年度	73,248					73,248
増△減	△ 5,412	0	0	0	0	△ 5,412

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算			
事業費	85,440	86,400	76,560
市債+一般財源	85,440	86,400	76,560
決算			
事業費	75,097	70,607	68,838
市債+一般財源	75,097	70,607	68,838

令和6年度	令和7年度	令和8年度
69,973	68,407	65,883
69,973	68,407	65,883

事業概要	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費に対して、総務省繰出基準に基づき一般会計から補助を行います。							
事業開始年度	平成12年度							
根拠法令・方針決裁等	地方公営企業法第17条の3、総務省通知令和4年4月1日総財第60号「令和4年度の地方公営企業繰出金について（通知）」							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	平成12年度の総務省繰出金通知により、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費のうち、平成12年6月から実施される支給対象年齢の延長分(3歳未満→6歳の未就学児)に対し、一般会計が負担することとされています。繰出基準に基づき、自動車事業会計に繰出しを行うことにより、経営基盤の強化を図ります。							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 児童延べ人数=6,864人 総務省通知令和4年4月1日総財第60号「令和4年度の地方公営企業繰出金について（通知）」 【繰出基準】 ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）の15分の8 イ 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。） ウ 児童手当法附則第2条に規定する給付に要する経費							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
児童延べ人数	単位	目標	8,484	7,536	7,428	6,864	6,864	6,864
	人	実績	7,099	6,907				
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	年間の児童手当支給額を基に、年度末に一括補助							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	児童手当補助金	67,836	73,248	▲ 5,412	児童延べ人数の減による減
	細事業合計	67,836	73,248	▲ 5,412		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	庶務	係
	大塚 和彦	田島 徹哉	鋤持 里実	

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	財政局	総務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	17-1-18 2
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費		<input checked="" type="checkbox"/> その他				
歳出予算科目	一般会計	17	款	1	項	18	目 枝番号
事業名称	地共済追加費用負担補助金				政策番号		政策指標
						施策番号	施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和5年度	174,658						174,658
補助事業							0
単独事業							0
令和4年度	185,949						185,949
増△減	△ 11,291	0	0	0	0	0	△ 11,291

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業費	238,523	222,465	191,340
市債+一般財源	238,523	222,465	191,340
決算	185,183	187,630	174,582
市債+一般財源	185,183	187,630	174,582

令和6年度	令和7年度	令和8年度
193,530	192,719	196,205
193,530	192,719	196,205

事業概要	自動車事業の職員に係る共済追加費用の負担に要する経費に対して、総務省繰出基準に基づき一般会計から補助を行います。								
事業開始年度	平成13年度								
根拠法令・方針決裁等	地方公営企業法第17条の3、総務省通知令和4年4月1日総財公第60号「令和4年度の地方公営企業繰出金について（通知）」								
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	共済追加費用は、官民の年金制度の違いから、民営バス事業者が負担しない費用であり、公営バス事業者が料金収入で賄ってきましたが、平成14年2月から乗合バス事業の規制緩和が実施されることを受け、規制緩和の実施による競争条件を同じくする観点から、平成13年度からこの追加費用について財政措置がなされるものとされました。 総務省繰出基準に基づき、自動車事業会計に繰出しを行うことにより、経営基盤の強化を図ります。								
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 追加費用率の推移（予算積算時点） 令和元年度：30.9/1000、令和2年度：28.8/1000、令和3年度：24.3/1000、令和4年度：24.1/1000 令和5年度：22.6/1000 総務省通知令和4年4月1日総財公第60号「令和4年度の地方公営企業繰出金について（通知）」 【繰出基準】 バス事業の職員に係る共済追加費用の負担額 (当該年度の4月1日における地方公共団体職員の掛け金の標準となる給料総額に12を乗じた額に追加費用率を乗じた額) 								
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
追加費用率	単位	目標	28.8/1000	24.3/1000	24.1/1000	22.6/1000	22.6/1000	22.6/1000	22.6/1000
		実績	24.1/1000	22.6/1000					
	単位	目標							
		実績							
	単位	目標							
		実績							
事業スケジュール									

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	地共済追加費用負担補助金	174,658	185,949	▲ 11,291	追加費用率の減による減
	細事業合計		174,658	185,949	▲ 11,291	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	庶務	係
	大塚 和彦	田島 徹哉	鋤持 里実	

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	財政局	総務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	—
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他		18	目	枝番号	—
歳出予算科目	一般会計	17	款	1	項	基礎年金公的負担補助金
事業名称	基礎年金公的負担補助金			政策番号	政策指標	前年度事業名称 基礎年金公的負担補助金 施策番号 施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	446,212					446,212
補助事業 単独事業						0
令和4年度	404,775					404,775
増△減	41,437	0	0	0	0	41,437

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算 事業費	0	0	416,591
市債+一般財源	0	0	416,591
決算 事業費	0	0	399,576
市債+一般財源	0	0	399,576

令和6年度	令和7年度	令和8年度
416,660	413,849	417,686
416,660	413,849	417,686

事業概要	地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に要する経費に対して、総務省繰出基準に基づき一般会計から補助を行います。								
事業開始年度	平成13年度								
根拠法令・方針決裁等	地方公営企業法第17条の3、総務省通知令和4年4月1日総財第60号「令和4年度の地方公営企業繰出金について（通知）」								
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金について、公的負担に要する経費を計上します。 総務省繰出基準に基づき、自動車事業会計に繰出しを行うことにより、経営の健全化を図ります。								
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 公的負担金率の推移（予算積算時点） 令和元年度：39.2/1000、令和2年度：40.96/1000、令和3年度：40.98/1000、令和4年度：40.98/1000 令和5年度：44.66/1000 総務省通知令和4年4月1日総財第60号「令和4年度の地方公営企業繰出金について（通知）」 【繰出基準】 繰出対象事業…地方公営企業の全部または一部を適用している事業で、前々年度において経常収支の不足額を生じているもの又は前年度において繰越欠損金があるもの 基準額…基礎年金拠出金に係る公的負担額（前々年度における経常収支の不足額又は前年度における繰越欠損金のいずれか多い額を限度とする。）								
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
公的負担金率	単位	目標	40.96/1000	40.98/1000	40.98/1000	44.66/1000	44.66/1000	44.66/1000	44.66/1000
		実績	40.0/1000	40.0/1000					
	単位	目標							
		実績							
	単位	目標							
		実績							
事業スケジュール	年間の基礎年金拠出額を基に、年度末に一括補助								

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	基礎年金公的負担補助金	446,212	404,775	41,437	見込み料率の増
	細事業合計	446,212	404,775	41,437		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 大塚 和彦	係長 田島 徹哉	庶務 係 釵持 里実
--------------------	-------------	-------------	------------------